

せいかつ ほ ご せいど 生活保護制度について



せいかつ ほ ご しんせい こくみん けんり せいかつ ほ ご ひつよう かのうせい
生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性
はどなたにもあるものですので、ためらわずに御相談ください。

このしおりは、生活保護のあらましをわかりやすく書いたもので
す。お読みいただき、わからないことがありましたら、福祉事務所
でおたずねください。

かわさきしけんこうふくしきよく
川崎市健康福祉局

せいかつ ほ ご じりつしえんしつ
生活保護・自立支援室

1 生活保護とは

生活保護は、国が、憲法第25条の理念に基づいて、生活に困っている人たちに対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な援助をすることを目的とした制度です



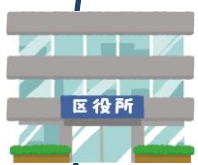
2 生活保護を受けるためには

生活保護は世帯単位で適用します。また、生活保護を受ける際には、自分の持っている能力（働く能力など）、資産（貯金・土地など）、その他あらゆるものを自分の生活のために利用し、さらに扶養義務者からの援助や他の法律などによる給付を優先して受けることが必要です。

3 生活保護の申請・決定

1 相談

生活に困っている場合の御相談は、お住まいを管轄する福祉事務所にお越しください。相談時には、生活状況や資産状況、親族との交流状況などを確認させていただきます。相談の中で、生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護が必要な場合には申請をしてください。また来所だけでなく、電話での相談もできます。



2 申請

生活保護の申請ができる方は、本人か扶養義務者（子、配偶者、おや、きょうだい姉妹など）若しくは一緒に暮らしている親族または本人の成年後見人となっています。申請するときは、申請書に必要な事項を記入し提出してください。（急迫の場合はこの限りではありません。）



3 調査

申請後、福祉事務所の地区担当員が生活状況等を把握するためにお住まいや入院先の病院などを訪問し調査をします。また、預貯金・保険・不動産などの資産調査、扶養義務者による扶養（仕送りなどの援助）の可否の調査、年金などの社会保障給付・就労収入の調査などを実施します。



4 決定





調査が終わると、調査結果をもとに、保護が受けられる（開始）か受けられない（却下）かを決定し、文書でお知らせします。

なお、決定の通知は、申請のあった日の翌日を1日目とし、原則として14日以内に行いますが、調査に時間がかかるなどの理由がある場合は、30日までのびることがあります。



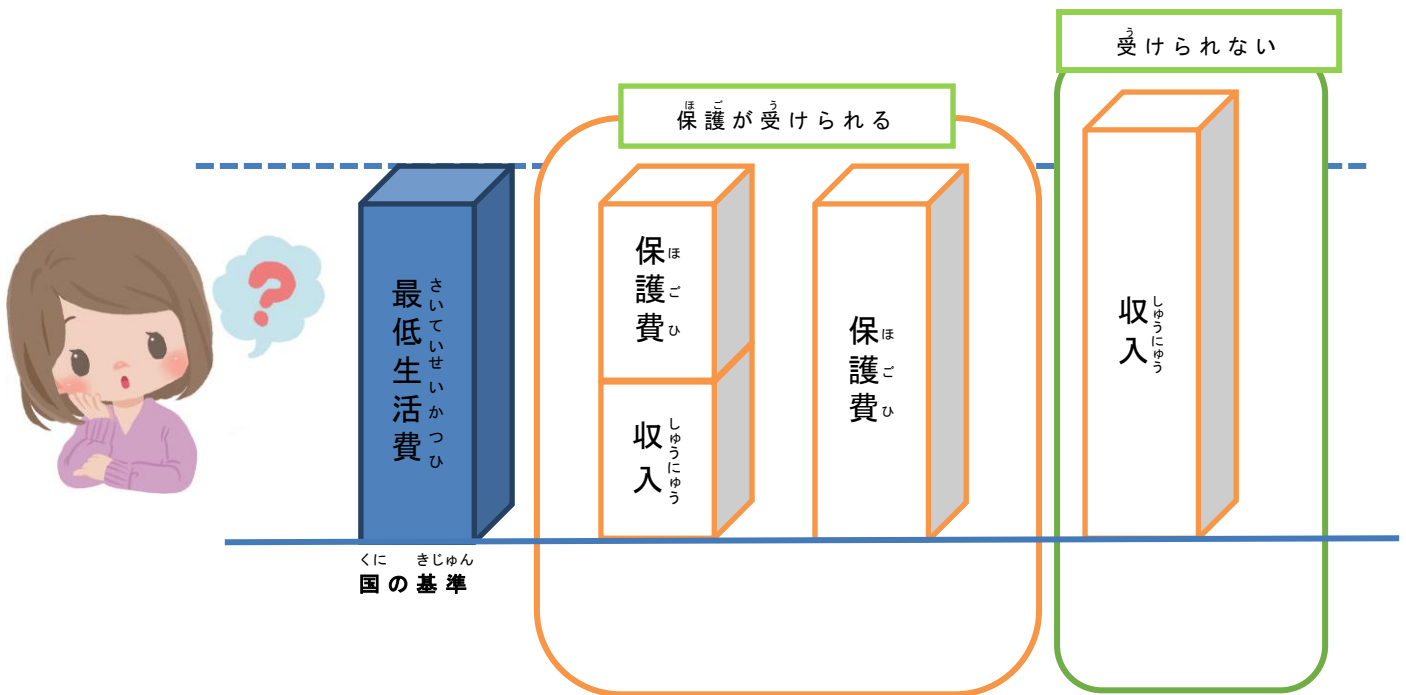
4 生活保護の種類

生活保護には次の種類があり、必要に応じて支給されます。

- | | | | |
|---|------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ア | 生活扶助 | 食費、衣料費、光熱水費など基本的な生活費 |  |
| イ | 住宅扶助 | 家賃や地代など | |
| ウ | 教育扶助 | 中学卒業までに必要な学用品代、給食費、教材費など |  |
| エ | 医療扶助 | 医療費、治療材料費、施術料、移送費など | |
| オ | 介護扶助 | 介護を受けるために必要な費用 |  |
| カ | 出産扶助 | 出産の費用 | |
| キ | 生業扶助 | 技術を身につけるための費用や高等学校の就学費用など |  |
| ク | 葬祭扶助 | 葬祭に要する費用 | |

5 生活保護を受けられる基準

国の定めた基準額（最低生活費）と、世帯の収入をくらべて、収入が最低生活費以下の場合に不足額を支給します。



6 生活保護費の支払い

生活保護費は、原則として毎月上旬に、福祉事務所に届け出た口座に振り込まれるか、福祉事務所で支払われます。

ただし、最初の支払いの時や、特別な場合には、福祉事務所で支払われます。入院中の方には、病院に送金することもできます。

7 生活保護を受けられる方の権利

- (1) 要件を満たせば、全ての方が平等に生活保護を受けられます。ただし、暴力団員は、生活保護を受けることができません。
- (2) 正当な理由なく、保護費の減少や生活保護を受けられなくなるようなことはありません。
- (3) 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

8 生活保護を受けられる方の義務

- (1) 生活の向上に向けた努力をしてください。
働くことができる方はその能力に応じて、働いて収入を得ることができるよう努めてください。病気やケガで働くことができない方は、病院を受診し、治療に専念してください。
- (2) 保護費を支給目的のために使ってください。
住宅の家賃や契約更新料などはその目的のために支払いを行い、滞納などが無いようにしてください。
- (3) 収入があった場合など生活の状況に変化があったときは福祉事務所への届出の義務を守ってください。



9 福祉事務所一覧表

福祉事務所名	所在地	電話番号	FAX番号
川崎	川崎区東田町8 (保護第1課、第2課、第3課、第4課)	201-3288	201-3292
幸	幸区戸手本町1-11-1 (保護課)	556-6723	555-3191
中原	中原区小杉町3-245 (保護課)	744-3184	744-3343
高津	高津区下作延2-8-1 (保護第1課、第2課)	861-3375	861-3238
宮前	宮前区宮前平 2-20-5 (保護課)	856-3241	856-3171
多摩	多摩区登戸1775-1 (保護第1課、第2課)	935-3289	935-3395
麻生	麻生区万福寺1-5-1 (保護課)	965-5345	965-5205

※川崎市外からお掛けの場合は、市外局番(044)を電話番号の先頭につけてください。

10 相談の窓口

月曜日 ~ 金曜日 (祝日は除く)	午前8時30分から午後5時まで (正午から午後1時までは除く)
----------------------	------------------------------------

※相談内容については固く秘密を守りますので、お気軽に御相談ください。